

利益相反管理方針

2009年6月1日
GAM 証券投資顧問株式会社

GAM 証券投資顧問株式会社(以下、「当社」という)は、当社または当社のグループ会社(以下、合わせて「当社グループ」という)とお客さまの間、並びに、当社グループのお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行するために、法令等に求められる利益相反管理等に関わる事項(以下、「利益相反管理方針」という)を定め、その内容を公表いたします。

1. 利益相反管理の対象取引

「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループの業務により、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

当社では、利益相反管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」として、以下の①②に該当するものを管理いたします。

- ① お客さまの不利益のもと、当社グループまたは他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること
- ② ①の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

2 取引類型

当社が対象取引として想定する取引の類型は、次のとおりです。

| | お客さまと当社グループ | 当社グループのお客さまと当社グループの他のお客さま |
|--------------------|--|---|
| 利害の対立・競合型 | お客さまと当社グループの利害が対立または、同一の対象に対して競合する場合 | 当社グループのお客さまと当社グループの他のお客さまの利害が対立または、同一の対象に対して競合する場合 |
| 情報の利用型 | 当社グループがお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当社グループが不当に利益を得る場合 | 当社グループがお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当社グループの他のお客さまが不当に利益を得る場合 |
| お客さまとグループ会社との利益相反型 | お客さまとグループ会社の利害が対立または競合し、不当性がある場合 当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、グループ会社が不当に利益を得る場合 | |

3 対象取引の特定方法

当社の営業部門の役職員は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、上記 2 の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに、利益相反管理統括者に報告することを要します。

利益相反管理統括者は、お客さまとの取引が「利益相反のおそれのある取引」に該当するかどうかについて、利益相反管理規程に従って、適切な方法で特定を行います。

4 利益相反管理体制

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、または組み合わせることにより、利益相反を管理致します。

- ① 適切な情報遮断の設置
- ② 取引条件・方法の変更
- ③ 取引の中止
- ④ 利益相反の開示またはお客さまの同意
- ⑤ その他、利益相反管理統括者が適切と判断した方法

当社は、利益相反について定められた法律その他の法令、社内規程等を遵守することをはじめ、全役職員を対象に教育・研修を行い、利益相反の防止に努めます。

また、当社では、利益相反管理統括者が利益相反についての情報収集を行うことにより、利益相反を一元的に管理します。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当社および以下に掲げるグループ会社です。

- i. GAM Holding AG
- ii. GAM (Schweiz) AG
- iii. GAM USA Inc.
- iv. GAM London Limited
- v. GAM International Management Ltd.
- vi. GAM Hong Kong Limited
- vii. GAM Singapore Pte. Limited
- viii. GAM Group AG

および 利益相反管理統括者が利益相反の観点から管理対象に含める必要があると判断したグループ会社

本方針の公表は、弊社の店頭に備え置き、縦覧の用に供する方法(ホームページ等への掲載を含む)によるものとします。 以上

付 則

平成 22 年 7 月 9 日 改正